

A

東京働き方改革推進支援センター

(厚生労働省委託事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業)

【お問合せ先】受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始除く）

TEL：0120-232-865

E-mail：tokyo@workstylereform.net

支援のお申込み・詳細はこちら>



B

仕事と家庭の両立支援プランナー

(厚生労働省委託事業 中小企業育児・介護休業等推進支援事業)

【お問合せ先】受付時間：9:00～17:30（土日、祝日、年末年始を除く）

TEL：03-5542-1740

支援のお申込み・詳細はこちら>



C

テレワーク相談センター（厚生労働省・総務省委託事業）

【お問合せ先】受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始除く）

TEL：0120-861-009

E-mail：sodan@japan-telework.or.jp

支援のお申込み・詳細はこちら>



D

東京都よろず支援拠点（中小企業庁委託事業）

【お問合せ先】受付時間：9:00～12:00

13:00～16:00（土日、祝日、年末年始除く）

TEL：03-6205-4728

支援のお申込み・詳細はこちら>



E

両立支援等助成金（厚生労働省）

【お問合せ先】受付時間：8:30～17:15（土日、祝日、年末年始除く）

TEL：03-6893-1100

支給要件等の詳細はこちら>



F

人材確保等支援助成金（厚生労働省）

支給要件等の詳細はこちら>



G

介護休業取得応援事業（東京都）

支給要件等の詳細はこちら>



本資料に関するお問い合わせは
東京労働局
雇用環境・均等部指導課へ
電話03-3512-1611
受付時間：8:30～17:15
（土日、祝日、年末年始除く）

令和7年9月作成

2025年度施行

育児・介護休業法への対応はお済みですか？

改正法への対応を国と都がサポートします！



次のページへ!!



こんなお悩みを解決する相談窓口や助成金等があります

就業規則を
どう改訂したら
いいの？

対応方針を
専門家に相談
してみたい！

法定以上の
取り組みで他社との
差別化を図って、
人材確保につなげたい！

他社はどのように
取り組んでいる
んだろう？

使える助成金は
何かないかな？

2025年度に施行された改正育児・介護休業法の内容等は以下のとおりです。

育児に関する改正

- ✓子の看護休暇の見直し
- ✓所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ✓育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ✓短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ✓育児のためのテレワーク導入
- ✓柔軟な働き方を実現するための措置等
- ✓仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

介護に関する改正

- ✓介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ✓介護両立支援制度を取得しやすい雇用環境整備の措置
- ✓介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供
- ✓介護のためのテレワーク導入

改正法の内容をもっと詳しく
知りたい方はこちら>>



＼こんなお悩みを解決します！／

所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

残業免除の対象が増えることを前提に、
業務分担を見直したい！

⇒A

育児休業取得状況の公表義務適用拡大

公表する数値の計算方法は？
どこに公表すればいい？

⇒A

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

意向聴取の具体的な方法は？
労働者の意向にはなるべく配慮したいけど、
自社ではどんなことができるかな

⇒A

柔軟な働き方を実現するための措置等

どの措置を選ぶべきか、労務管理の専門家に
相談したい
活用できそうな助成金等はあるかな？

⇒A、E

子の看護休暇の見直し

社員から有給の休暇にしてほしいとの要望が
あったけど、使える助成金等はないかな…

⇒A、E

短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレ
ワーク追加、育児・介護のためのテレワーク導入

テレワークを導入したいけどどんな準備が
必要？コストはなるべく抑えたいのだけど…

⇒A、C、E、F

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

周知する内容や方法に不備が無い、
専門家に確認してもらいたい

⇒A

介護両立支援制度等取得しやすい
雇用環境整備の措置

具体的に何をすればいいのかわからない
から、まずは専門家の説明を受けてみたい

⇒A、E

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

介護休暇や介護休業を活用しながら、従業員
に長く働き続けてほしい

⇒A、B、G

その他こんなお悩みにも

・そもそも改正内容の意味がよく分からない…
⇒A

・就業規則をどう改訂したらいいの？ ⇒A

・他の会社はどう取り組んでいる？ ⇒A、B

・法定以上の取組で他社との差別化を
図って、人材を確保したい

⇒A、B、E、G

・正直、育介法への対応どころではない経営
状況なのだけど… ⇒D



相談窓口・専門家派遣

A

＼ ワンストップ ／

東京働き方改革推進支援センター

育児・介護休業法に係る規定整備に限らず、
各種助成金の活用や賃金引上げ、人手不足
への対応等幅広く、課題解決に向けた支援
を社会保険労務士等の専門家が無料で行い
ます。



B

仕事と家庭の両立支援プランナー

仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ社会
保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。
両立支援等助成金の支給要件に含まれる
「育休復帰支援プラン」や「介護支援プラン」の
策定支援や他企業の事例紹介等を無料で行い
ます。



C

テレワーク相談センター

テレワークを導入しようとする企業等に対し労務管理やICT活用をワン
ストップで相談できる窓口です。

D

よろず支援拠点

経営改善や生産性向上など、経営上のあらゆる悩みをワンストップ
で相談できる窓口です。

助成金・奨励金

E

両立支援等助成金

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づ
くりに取り組む中小企業事業主を応援する助
成金です。

F

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

テレワークを制度として導入・実施することで、
人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を
あげた中小企業事業主を支援する助成金です。

G

介護休業取得応援事業

介護休業取得・就業継続を推
進する都内中小企業事業主を
応援する奨励金です。



お問合せ先や詳細は次のページへ